

## 兵庫県海区漁業調整委員会委員候補者評価要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、兵庫県海区漁業調整委員会委員候補者審査会設置要綱第8条の規定に基づき、兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会並びに但馬海区漁業調整委員会の委員の被推薦者及び応募者（以下「海区委員候補者」という。）の評価に関して必要な事項を定める。

### (評価の時期)

第2条 海区委員候補者の評価は、兵庫県海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱（以下「選任要綱」という。）第4条第2項に規定する推薦の求め及び募集の期間終了後速やかに行うものとする。

### (評価調書の作成)

第3条 瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局及び但馬海区漁業調整委員会事務局は、所管する海区漁業調整委員会の海区委員候補者ごとに選任要綱第5条に規定する資格を満たすことを確認し、別紙評価調書を作成するものとする。

2 評価調書は、漁業法（昭和24年法律第267号。）第138条第5項及び同条第8項の規定に基づき、次の各号に偏りが生じないように留意し作成するものとする。

(1) 年齢及び性別

(2) 漁業者又は漁業従事者の委員にあつては、従事する漁業種類、操業区域及び住所又は事業場を有する地区

3 瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局及び但馬海区漁業調整委員会事務局は、評価調書の作成にあたり、必要に応じて、学識経験者等の意見を聞くことができるものとする。

### (評価調書の審査及び海区委員候補者の評価の決定)

第4条 前条の規定により作成した評価調書は、兵庫県海区漁業調整委員会委員候補者審査会（以下「候補者審査会」という。）において審査を行い、海区委員候補者の評価を決定するものとする。

### (評価結果の報告)

第5条 候補者審査会における海区委員候補者の評価結果は、評価決定後、選任要綱第8条第2項に基づき、速やかに知事に報告するものとする。

### 附 則

1 この要領は、令和2年10月2日から施行する。

2 一部改正 令和6年9月5日

## 海区委員候補者評価調書

海区名: \_\_\_\_\_

海区委員候補者名: \_\_\_\_\_

委員種別: \_\_\_\_\_

項目	評価項目	対象	評価指標	評価	判定根拠
1	推薦・応募理由の内容	全員	推薦・応募理由から委員活動への貢献が期待できるか		
2	職務への理解度	全員	漁業に関する識見		
3	地域漁業に関する理解度	全員	経歴、職業、実務経験等から、海区における漁業の特徴、問題点等の識見を有すると認められるか		
4	委員活動への参加期待度	全員	住所、職業等から推察して、会議、現地調査等委員活動に欠席することなく参加が期待できるか		
5	漁業従事度	漁業者代表	海区における漁業情勢、漁業調整問題に精通し、大所高所からの意見を期待できるか		
6	地域漁業者からの信用	漁業者代表 学識	漁業調整、資源管理事業を審議するに当たり、漁業者からの信用が有ると認められるか否か		
7	学識分野への精通度	学識	資源管理及び漁業経営に関する学識経験の有無		
8	世代構成 バランス(加点)	全員			
9	性別バランス (加点)	全員			
10	漁業種類等の バランス(加点)	漁業者 代表	①主とする漁業種類 ②操業区域 ③住所又は事業場を有する地区の重複		
11	漁業分野以外の精通度	中立	漁業分野以外の多角的視点を有すると認められるか否か		